

# 全市民に

## 日光市食料品等物価高騰対策商品券

### を配布します。

申請不要

(国の重点支援地方交付金活用事業として配布します)

食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者の家計負担を軽減し、消費の下支えを図るとともに、地域経済の活性化を目的として全市民に「食料品等物価高騰対策商品券」を配布します。

### 商品券配布の概要

#### 対象者

令和8年3月1日現在で住民基本台帳に記載されている方

#### 配布額

市民1人あたり **5,000円** (商品券 1,000円分×5枚)

#### 配布方法

世帯主あてに世帯員数分をゆうパックにより郵送します。

※配達時不在の場合、郵便局での保管期間は7日間です。

保管期間を過ぎた場合、後日郵送する引換券を持って日光商工会議所各事務所・足尾町商工会にて商品券とお引換ください。

(保管期間経過後、ゆうパックによる再送は行えませんのでご注意ください)

#### 配布時期

令和8年4月1日から下旬にかけて順次発送します。

※発送・配達業務が集中するため、世帯により受取時期に差が生じますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 有効期間

令和8年4月1日～令和8年7月31日

有効期間を過ぎたものは無効です

#### 使用方法

食料品等物価高騰対策商品券加盟店にてご利用ください。

加盟店は商品券とともにお送りするチラシまたは特設サイトにてご確認ください。

#### ご利用にあたっての注意事項

- ① 当商品券は、現金とはお引換できません。
- ② 当商品券をご利用の際、釣銭はお出しできません。
- ③ 著しく破損された商品券はご利用できません。
- ④ 商品券の盗難、紛失等に対して、市はその責任を負いません。

当商品券は以下のものにはご利用になれませんのでご注意ください。

- ① 公共料金等 (税金・水道料金など)
- ② 換金性の高いもの (貴金属、商品券、切手、印紙等)
- ③ 事業活動に伴う経費支払
- ④ たばこ
- ⑤ 日光市指定ゴミ袋
- ⑥ 医療、介護、保険調剤などの自己負担分
- ⑦ 対象店舗が指定するもの

#### 見商品本券



すべての加盟店で使用できます。

加盟店一覧  
使えるお店はコチラ→



問合せ先

日光市商工課 (物価高騰対策商品券担当)  
TEL 0288-23-8080

※商品券の利用や加盟店については日光商工会議所 (TEL: 0288-30-1171) にお問い合わせください。